

令和5年度 第23回人事委員会 会議結果

一 日 時 令和6年2月27日(火) 午前10時から10時30分まで

二 場 所 人事委員会委員室(県庁第二庁舎7階)

三 出席者

- 1 人事委員 委員長 小松哲也
委員 中本久美子
委員 細田耕治
- 2 事務局職員 事務局長 山本雅美 次長兼給与課長 前田俊和
任用課長 尾田聡子 係長 山口玲夏
係長 河崎卓哉 主事 竹茂美緒
- ※新型コロナウイルスの感染防止の観点から、事務局職員の委員室への入室は説明者など必要最小限の人数とし、必要に応じて隣室(執務室)から呼び出す形で対応
- 3 傍聴者 なし

四 議 題

- 議案第1号 条例改正に対する本委員会の意見について
議案第2号 人事委員会規則の一部改正について(組織改正関係)
議案第3号 人事委員会規則の一部改正について(給与勧告関係)
議案第4号 選考により採用する職に係る承認について(獣医師)
議案第5号 選考により採用する職に係る承認について(心理カウンセラーの職)
議案第6号 選考により採用する職に係る承認について(薬剤師)

五 議 事

議事について公開又は非公開のどちらとするかについて審議を行い、議事は公開とすることについて全員の合意を得た。

◇議案第1号

条例改正に対する本委員会の意見について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

県議会から求められた条例案に対する意見について、以下のとおり回答する。

1 議案第35号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由

令和6年4月に開校する鳥取県立まなびの森学園における教育指導の業務に従事する教員等の心身の負担に鑑み、当該業務に従事したときに支給する特殊勤務手当を新設するとともに、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の制定及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正に伴い所要の改正を行う。

(2) 改正の概要

ア 夜間学級担当手当を新設し、鳥取県立まなびの森学園に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭又は講師が、正規の勤務時間による勤務の一部が夜間(午後8時後午後10時前の間をいう。)において行われる生徒の教育指導に関する業務に従事したときは、

業務に従事した月 1 月につき次の職員の区分に応じ、それぞれに掲げる額の手当を支給する。

(ア) 校長 13,000 円

(イ) 教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭又は講師 19,000 円

※手当額設定の考え方は、定時制通信教育手当（定時制又は通信制の課程を置く高等学校の教員に支給する手当）と同様。

イ 困難折衝等業務手当を支給する業務を定めた規定中引用する売春防止法の題名及び条項並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の用語について、所要の規定の整理を行う。

(3) 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

(4) 条例案に対する当委員会の意見（案）

正規の勤務時間として夜間に生徒の教育指導等を行う必要がある夜間中学校の教員等の業務の特殊性に鑑みて、新たに特殊勤務手当（夜間学級担当手当）を設けるものであり、異議はない。

2 議案第 65 号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(1) 改正理由

令和 5 年台風第 7 号による大規模災害の復旧に関する工事を迅速に行うに当たり採用による欠員の補充が困難な土木技師等の人材確保を図るため、給与上の措置を講ずる等所要の改正を行う。

(2) 改正の概要

ア 職員の給与に関する条例の一部改正

令和 8 年 3 月 31 日までの間、採用時の職が土木技師である職員等（以下「土木技師等」という。）（※ 1）には、60 歳に達した日後最初の 4 月 1 日以降月額 2 万円の初任給調整手当を支給する。

（※ 1）採用時の職が土木技師である職員及びこれと同様に令和 5 年台風第 7 号に係る災害の復旧に関する工事を迅速に行うに当たり採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職にある職員であって知事が別に定めるもの。

（※ 2）医師等の他の職への支給の場合と異なり、再任用職員に対しても初任給調整手当を支給する。

イ 職員の退職手当に関する条例の一部改正

（ア）退職手当は基本額（退職時の給料月額に支給率を乗じた額）と調整額により構成されること、土木技師等に対する退職手当の基本額について、60 歳に達した日後に令和 8 年 3 月 31 日までの期間に在職した会計年度の数に応じ加算を行う（1 会計年度につき 1% を加算）。

（イ）国立大学法人法の条項を引用する規定について所要の規定の整理を行う。

（ウ）その他所要の規定の整備を行う。

ウ 企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

令和 8 年 3 月 31 日までの間、知事の事務部局の職員との権衡上必要があると認められる職員には初任給調整手当を支給する。

エ 職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正

暫定再任用職員について、アに準じた改正を行う。

オ 施行期日

イ（ウ）に関する事項：公布日

上記以外：令和 6 年 4 月 1 日

(3) 条例案に対する当委員会の意見（案）

本条例案は 60 歳を超える職員の一部の離職を防止し、令和 5 年台風第 7 号による大規模災害の災害復旧工事に関する業務に従事する人材を確保するためその給与の一部を増額して支給しようとするものであり、必ずしも増額しようとする手当が本来想定したところとは言い難い措置を講ずるものである。

しかしながら、このような措置は、令和 5 年台風第 7 号による甚大な被害及び災害復旧工事の緊

急性にかんがみ、期間を限定した特例措置であると思料されるので、やむを得ないものと理解する。

なお、今回のような措置についてはあくまで特例的なものであることに留意し、慎重に運用されるよう望むものである。

【質疑等】

委員：退職手当の加算措置について、企業局企業職員においては企業局が定める規程の改正により対応することだが、条例から委任を受けて規程で定めるということによいか。

事務局：企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第 20 条において、給与の額、支給方法その他必要な事項は企業管理規程で定める旨、規定されているものである。

◇議案第 2 号

人事委員会規則の一部改正（組織改正関係）について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

以下のとおり人事委員会規則の一部を改正する。

1 改正する規則の名称

- (1) 職員の職務の級の分類に関する規則（平成 18 年鳥取県人事委員会規則第 1 号）
- (2) 管理職員等の範囲を定める規則（昭和 41 年鳥取県人事委員会規則第 30 号）
- (3) 管理職手当に関する規則（昭和 33 年鳥取県人事委員会規則第 22 号）
- (4) 給料表の適用範囲に関する規則（昭和 32 年鳥取県人事委員会規則第 7 号）

2 概要

青谷かみじち史跡公園準備室（本庁課内室）の青谷かみじち史跡公園（地方機関）への組織改正に伴い、関係規則について所要の改正を行う。

(1) 職員の職務の級

- ・行政職給料表を適用する知事部局の地方機関に「青谷かみじち史跡公園」を追加し、職務の級 6 級に「所長」を規定
- ・教育職給料表（1）・（2）を適用する知事部局の地方機関に「青谷かみじち史跡公園」を追加し、職務の級 2 級及び特 2 級に「係長、文化財主事」を規定

(2) 管理職員等の範囲

- ・知事の事務部局に「青谷かみじち史跡公園」を追加し、職員に「所長」を規定

(3) 管理職手当

- ・知事の事務部局の地方機関に「青谷かみじち史跡公園」を追加し、3 種に「所長」を規定

(4) 給料表の適用範囲

- ・教育職給料表（1）・（2）の適用範囲に「青谷かみじち史跡公園」を追加

3 施行日

令和 6 年 3 月 1 日

◇議案第 3 号

人事委員会規則の一部改正（給与勧告関係）について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

以下のとおり人事委員会規則の一部を改正する。

- 1 改正する規則の名称
職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和 32 年鳥取県人事委員会規則第 10 号）
- 2 概要
本委員会の職員の給与に関する勧告に基づく給料表の改正（切替）に伴う昇格時号給対応表の改正を行う。
- 3 施行（適用）日
公布日（令和 5 年 4 月 1 日から適用）

◇議案第 4 号

選考により採用する職に係る承認（獣医師）について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

職員の任用に関する規則第 19 条第 2 項の規定に基づく選考職の承認について、鳥取県知事から以下のとおり申請があり、適当と認められるので申請のとおり承認する。

1 申請理由

申請のあった職	採用予定者数	申請理由
獣医師	7 名程度	令和 6 年度末での退職者補充のため

2 採用予定日

令和 7 年 4 月 1 日（状況によってはそれ以前に採用）

3 能力実証の方法

知事部局において選考を実施。

(1) 受験資格

- ア 年齢要件 昭和 49 年 4 月 2 日以降に生まれた人（50 歳以下）
- イ 資格・免許等 獣医師免許を有する人又は令和 7 年 4 月 1 日までに取得見込の人
- ウ 職務経験 不問

(2) 選考方法

試験種目	内容	対象者
専門試験	必要な専門的知識についての筆記試験	・獣医師としての職務経験がない人 ・職務経験が 3 年未満の人
経歴評定	職務遂行に必要な経歴、専門性等について評定	獣医師としての職務経験を 3 年以上（※）有している人
適性検査	職務遂行に関する適性についての検査	全員
人物試験	個別面接による人物、専門的知識についての口述試験	全員

※ 3 年以上の職務経験の対象期間は平成 27 年 4 月 1 日から応募の日まで

4 実施スケジュール（予定）

(1) 定期募集による試験

- ・獣医学部の学生をターゲットとした県内外会場での採用試験を計画的に実施する。
- ・募集期間：令和 6 年 3 月 1 日から令和 6 年 5 月 24 日まで

- ・試験日時及び会場：令和6年6月2日（日） 鳥取会場、愛媛県今治会場
同年6月9日（日） 東京会場、札幌会場

(2) 随時募集による試験

- ・(1)に加え、応募があった都度、応募者と日程調整の上、試験を実施する。(応募のタイミングにより試験を複数回実施することを想定)
- ・募集期間：令和6年6月1日から令和7年1月31日まで(随時募集)

※採用要件(受験資格、試験内容、処遇等)は同じ

5 人事委員会の判断

上記の職は「常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を要するもの」として整理されている職であり、また、選定方法も適当であると判断する。

◇議案第5号

選考により採用する職に係る承認(心理カウンセラーの職)について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

職員の任用に関する規則第19条第2項の規定に基づく選考職の承認について、鳥取県警察本部長から以下のとおり申請があり、適当と認められるので申請のとおり承認する。

1 申請のあった職

心理カウンセラー

2 採用予定者数

1名

3 採用予定日

令和7年4月1日 ※早ければ令和6年10月採用の場合あり

4 選考により採用しなければならない理由

殺人、傷害、不同意性交等、不同意わいせつ、交通死亡事故、DV、児童虐待、ストーカー等の犯罪被害直後の急性期において、犯罪被害者等に寄り添い、専門的な見地から精神的な支援を行うとともに、警察職員に対する研修を実施するなど、犯罪被害者等に対するカウンセリング(心理療法)支援体制の充実を図るため、専門的知識を有する職員を選考により採用するもの。

5 配属先及び職務内容

(1) 配属先 鳥取県警察本部

(2) 職務内容 犯罪被害者等の支援、カウンセリング、職員に対する指導教養等

6 能力実証の方法

警察本部において選考を実施。

ア 受験資格

○年齢要件

昭和54年4月2日以降に生まれた人(45歳以下)

○資格要件

次のいずれかの資格を取得している人又は採用予定日までに取得見込みの人

- ・公認心理師法第28条に規定する公認心理師登録簿への登録

- ・公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定する臨床心理士の資格

イ 能力実証の方法

【一次試験】

- ・専門試験 心理カウンセラーとして必要な専門的知識についての筆記試験
- ・論文試験 公務員としての必要な識見、思考力、表現力などの能力についての筆記試験
- ・適性検査 職務遂行に関する適性についての検査

【二次試験】

- ・人物試験 人物、知識についての個別面接

7 試験実施スケジュール（予定）

募集期間 3月中旬～4月下旬
 一次試験 5月中旬
 二次試験 7月中旬
 合格発表 8月上旬

8 人事委員会の判断

上記の職は「常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を要するもの」として整理されている職であり、また、選定方法も適当であると判断する。

◇議案第6号

選考により採用する職に係る承認（薬剤師）について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

職員の任用に関する規則第19条第2項の規定に基づく選考職の承認について、鳥取県営病院事業管理者から以下のとおり申請があり、適当と認められるので申請のとおり承認する。

1 申請理由

申請のあった職	採用予定者数	申請理由
薬剤師	5名程度	今年度末で退職する職員（自己都合退職）等の補充

2 採用予定日

令和7年4月1日

3 能力実証の方法

病院局において選考を実施

(1) 試験内容

専門試験（専門的知識及び思考力、表現力などの能力についての論文試験）、面接試験（個別面接による人物、専門的知識についての口述試験）の成績により合格者を選考

(2) 受験資格

ア 年齢 昭和40年4月2日以降生まれの者（59歳以下）

イ 免許

薬剤師法（昭和35年法律第146号）第2条に規定する薬剤師免許を有する者又は令和7年4月30日までに同免許を取得する見込みの者

(3) 試験実施スケジュール（予定）

3月18日（月） 募集開始
 5月17日（金） 募集〆切
 6月 1日（土） 試験日

7月 1日（月） 合格発表

4 人事委員会の判断

上記の職は「常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を要するもの」として整理されている職であり、また、選定方法も適当であると判断する。

【質疑等】

委員：議案第4号から6号に係る選考により採用する職については、実際に人員が確保できたかどうか検証、注視が必要と考える。

六 次回人事委員会の開催

令和6年3月18日（月）午前10時00分から開催することとした。